

○食育基本法(平成十七年法律第六十三号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

- 2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

食育推進基本計画の概要

はじめに

1. 食をめぐる現状

近年、健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にある。このため、地域や社会を挙げた子どもの食育をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等が必要である。

2. これまでの取組と今後の展開

これまでも食育への取組がなされてきており、一定の成果を挙げつつあるが、危機的な状況の解決につながる道筋は見えていない。このため、平成18年度から22年度までの5年間を対象とする基本計画に基づき、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指す。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

健全な食生活に必要な知識等が年齢、健康状態等により異なることに配慮しつつ、心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策を講じる。

2. 食に関する感謝の念と理解

様々な体験活動等を通じ、自然に国民の食に対する感謝の念や理解が深まっ
ていくよう配慮した施策を講じる。

3. 食育推進運動の展開

国民一人一人の理解を得るとともに、社会の様々な分野において男女共同参画の視点も踏まえ食育を推進する観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し、多様な主体の参加と連携に立脚した国民運動となるよう施策を講じる。

4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

子どもの父母その他の保護者や教育・保育関係者の意識向上を図り、子どもが楽しく食を学ぶ取組が積極的に推進されるよう施策を講じる。

5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

家庭、学校、地域等様々な分野において、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲的に食育の活動を実践できるよう施策を講じる。

6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への国民の理解の促進と都市と農山漁村の共生・対流等により農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性等食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係団体、消費者等との意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

食育を国民運動として推進するため、これにふさわしい定量的な目標を掲げ、その達成を目指して基本計画に基づく取組を推進する。

2. 食育の推進に当たっての目標値(平成22年度)

- (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加
70%(平成17年度)→90%以上
- (2)朝食を欠食する国民の割合の減少
小学生4%(平成12年度)→0%
20歳代男性30%、30歳代男性23%(平成15年度)→いずれも15%以下
- (3)学校給食における地場産物を使用する割合の増加
21%(平成16年度、食材数ベース)→30%以上
- (4)「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加
60%以上
- (5)内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加
80%以上
- (6)食育の推進に関わるボランティアの数の増加
現状値の20%以上増加
- (7)教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加
42%→60%以上
- (8)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加
60%以上
- (9)推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合
都道府県100%、市町村50%以上

第3 食育の総合的な促進に関する事項

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

1. 家庭における食育の推進

○生活リズムの向上

朝食摂取、早寝早起き等子どもの生活リズム向上のための普及啓発活動等

○子どもの肥満予防の推進

栄養・運動両面からの肥満予防対策等

○望ましい食習慣や知識の習得

学校を通じた保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発や家庭教育手帳の配付・活用

○妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦等への栄養指導の充実、妊産婦の健康課題等についての調査研究、乳幼児等の発達段階に応じた栄養指導等

○栄養教諭を中核とした取組

栄養教諭を中核とした食育推進、保護者や教職員等への普及啓発等

○青少年及びその保護者に対する食育推進

青少年育成に関するイベントにおける普及啓発や情報提供

2. 学校、保育所等における食育の推進

○指導体制の充実

栄養教諭の全国配置の促進、学校での食育の組織的・計画的な推進等

○子どもへの指導内容の充実

学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等

○学校給食の充実

学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果等の周知・普及等

○食育を通じた健康状態の改善等の推進

食生活の健康等への影響の調査とこれに基づく指導プログラムの開発等

○保育所での食育推進

保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定推進等

3. 地域における食生活の改善のための取組の推進

○栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践

日本の気候風土に適した米と多様な副食から構成される「日本型食生活」の実践促進のための情報提供等

○「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進

「食生活指針」の普及啓発、「食事バランスガイド」の浸透促進等

○専門的知識を有する人材の養成・活用

管理栄養士・専門調理師等の養成と多面的な食育活動の推進等

○健康づくりや医学教育等における食育推進

医療機関等での食育の普及啓発、健康状態に応じた栄養や運動の指導等

- 食品関連事業者等による食育推進
食品関連事業者等による体験活動の機会提供、情報や知識の提供等

4. 食育推進運動の展開

- 食育月間の設定・実施
食育月間の設定(毎年6月)による重点的・効果的な運動等
- 継続的な食育推進運動
食育の日の設定(毎月19日)による継続的運動、キャッチフレーズの活用等
- 各種団体等との連携・協力体制の確立
団体等の全国的な連携確保、地方公共団体を中心とする協力体制の構築等
- 民間の取組に対する表彰の実施
民間の食育活動に関する表彰の実施
- 国民運動に資する調査研究と情報提供
食育に関する国民意識等の調査研究、食育に関する総合的な情報提供等
- 食育に関する国民の理解の増進
世代、健康状態等に応じた細やかな広報啓発活動、科学的知見に基づく正しい知識による冷静な判断の重要性への理解促進等
- ボランティア活動への支援
ボランティアによる取組の活発化、食生活改善推進員等による健康づくり活動の促進

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

- 都市と農山漁村の共生・対流の促進
グリーン・ツーリズム等を通じた交流促進のための情報提供、受入体制の整備等
- 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
子どもを中心とする農林水産物の生産における様々な体験機会の拡大のための情報提供、受入体制の整備等
- 農林漁業者等による食育推進
農林漁業者等の教育関係者との連携による体験活動の機会の提供等
- 地産地消の推進
地産地消を推進するための計画策定、人材の育成、施設の整備等
- バイオマス利用と食品リサイクルの推進
バイオマスの综合利用による地域循環システムの実用化、食品リサイクルの必要性に関する普及啓発等

6. 食文化の継承のための活動への支援等

- ボランティア活動等における取組
食生活改善推進員等による親子料理教室等での郷土料理等の活用等

- 学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用
学校給食への郷土料理等の導入、各種イベント等での郷土料理等の紹介等
- 専門調理師等の活用における取組
高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用
- 関連情報の収集と発信
食文化の普及啓発に関する全国各地の事例の収集・発信
- 知的財産立国への取組との連携
食文化の基盤となる調査研究、シンポジウム等による成果の発信等の促進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

- リスクコミュニケーションの充実
リスクコミュニケーションの積極的な実施、効果的手法の開発
- 食品の安全性や栄養等に関する情報提供
食品の安全性等に関する情報の分かりやすい提供等
- 基礎的な調査・研究等の実施
国民健康・栄養調査等の実施、複数分野のデータの総合的な収集・解析、農林漁業、食料生産等に関する統計調査の実施等
- 食品情報に関する制度の普及啓発
食品表示制度の見直し、同制度の普及・定着等
- 地方公共団体等における取組の促進
地方公共団体や関係団体等による各種情報の収集・提供
- 食育の海外展開と海外調査の推進
食育の理念や取組の海外発信、「食育（Shokuiku）」の海外普及、海外での取組の調査等
- 国際的な情報交換等
海外研究者の招聘、海外調査の実施、国際的な連携・交流の促進等

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化

多様な関係者による連携・協力の強化に努める。

2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

都道府県等による推進計画の作成等に向け、国からの働きかけ等を行う。

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育に関する情報の分かりやすい形での提供と国民の意見等の把握・反映に努める。

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、推進状況の把握と効果等の評価を行う。また、予算の有効利用の観点から選択と集中の強化等の徹底を図る。

5. 基本計画の見直し

計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。

●食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

	《基本計画策定時の値》	《現状値》	《目標値(平成22年度)》
1. 食育に関心を持っている国民の割合	69.8%*1	71.7%*2	90%以上
2. 朝食を欠食する国民の割合	子ども : 4.1%*3 20歳代男性 : 29.5%*5 30歳代男性 : 23.0%*5	子ども : 1.6%*4 20歳代男性 : 30.0%*6 30歳代男性 : 27.7%*6	子ども : 0% 20歳代男性 : 15%以下 30歳代男性 : 15%以下
3. 学校給食における地場産物を使用する割合	21.2%*7	23.4%*8	30%以上
4. 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合	58.8%*9	50.2%*2	60%以上
5. 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合	77.3%*9	92.7%*2	80%以上
6. 食育の推進に関わるボランティアの数	28万人*10	34万5千人*11	20%UP
7. 教育ファームの取組がなされている市町村の割合	0.4%*12	19.4%*13	60%以上
8. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	45.7%*14	55.6%*15	60%以上
9. 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合	都道府県 : 100% 市町村 : 37.3%*16	都道府県 : 100% 市町村 : 50%以上	都道府県 : 100% 市町村 : 50%以上

(参考)教育ファームの取組を行っている主体がある市町村の割合 74.0%*13

()内数値は作成中を含む割合

(平成22年7月現在)

〈資料〉

- *1 平成17年7月「食育に関する特別世論調査」(内閣府)
- *2 平成21年12月「食育の現状と意識に関する調査」(内閣府)
- *3 平成12年度 *4 「平成19年度児童生徒の食生活等実態調査」((独)日本スポーツ振興センター)
- *5 平成15年 *6 「平成20年国民健康・栄養調査」(厚生労働省)
- *7 平成16年度 *8 平成20年度(文部科学省)学校健康教育課調べ
- *9 平成19年3月
- *10 平成18年度 *11 平成21年度(内閣府)食育推進室調べほか)
- *12 平成19年度 *13 「平成21年度農林漁業体験学習の取組(教育ファーム)実態調査」(農林水産省)
- ※市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合
- *14 平成17年度 *15 「平成21年度食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)
- *16 平成21年度(内閣府)食育推進室調べ)

「食育推進基本計画」見直しのための検討案

【現行】「食育推進基本計画」(平成18年3月31日食育推進会議決定)

【第1 基本的な方針】

国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食育推進運動の展開 等

【第2 目標に関する事項】

1. 食育に関心を持っている国民の割合 (目標90%)現状71.7%
2. 朝食を欠食する国民の割合 (目標子ども0%、20代男性15%、その他) 現状子ども1.6%、20代男性30.0%
3. 学校給食における地場産物を使用する割合 (目標30%)現状23.4%
4. 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送る国民の割合 (目標60%)現状50.2%
5. 内臓脂肪症候群(メタリックシンドローム)を認知している国民の割合 (目標80%)現状92.7%
6. 食育の推進に関わるボランティアの数 (目標20%増)現状23.2%増(28万人⇒34.5万人)
7. 教育ファームの取組がなされている市町村の割合 (目標60%)現状19.4%
8. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合 (目標60%)現状55.6%
9. 推進計画を作成・実施している自治体の割合 (目標都道府県100%市町村50%)現状都道府県100%市町村37.3%

【第3 総合的な促進に関する事項】

家庭における食育の推進、学校、保育所等における食育の推進、地域における食生活の改善のための取組の推進、食育推進運動の展開、生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化 等

【第4 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】
多様な関係者の連携・協力の強化、都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進 等

これまでの推進状況の評価とそれを踏まえた成果及び今後の課題

□推進状況の評価

- ◎ 食育推進評価専門委員会 (食育推進会議の民間有識者委員及び専門委員22名で構成) において、食育の推進状況について評価 ※平成21年8月：中間評価を取りまとめ、公表

□これまでの成果

- ◎ 「食育基本計画」の下、食育は着実に推進
 - ・ 国、都道府県での推進体制は確立(推進計画の作成・実施100%)
 - ・ 地域における食育の担い手は拡大(ボランティア数増加)
 - ・ 国民の食に関する知識及び食を選択する力の向上
- 今後の課題として考えられるもの
 - ◎ ライフステージに応じた間断ない生涯にわたる食育の推進
 - 強化すべき分野や年代層への推進
 - ⇒ 高齢化社会への対応、義務教育以外の教育現場(幼稚園、高校、大学等)や社会人
 - ⇒ 食べ方からの食育推進(よく噛んで、味わって食べる等)

◎ 食を通じたコミュニケーションの強化等豊かな人間形成への取組の推進

- 市町村、地域における関係者の連携の更なる強化を進め、地域・家庭主体での取組を体制整備を含めて推進
 - ⇒ 市町村食育推進計画の作成の更なる推進
- 家庭における食育の実践の充実
 - ⇒ 共食の推進(孤・個食の是正)、食事の際のマナー・所作の浸透、「もったいない」精神の涵養
- 高齢者等の単身世帯、母子・父子家庭などに配慮した食育の推進
 - ⇒ 地域における共食の場づくり等の取組の促進

次期計画の目標の設定等

- 現行目標の見直し
- 新たな指標による目標の設定
- 毎年度の評価 等

次期「食育推進基本計画」今後の検討スケジュール(案)

内閣府食育推進室

<参考>食育推進評価専門委員会(第2期:平成21年8月～)のこれまでの審議等

平成21年10月27日	・第1回 食育推進評価専門委員会 (テーマ:食育推進の現状についての説明等) *福島内閣府特命担当大臣御出席
平成21年12月3日	・第2回 食育推進評価専門委員会 (テーマ:食を通じた地域力アップ)
平成22年1月29日	・第3回 食育推進評価専門委員会 (テーマ:若い世代の食生活改善)
平成22年3月30日	・次期食育推進基本計画検討に関する有識者との懇談 (テーマ:成果と課題の整理等) *福島内閣府特命担当大臣及び大島内閣府副大臣 +委員会座長等

○ 今後の検討スケジュール(案)

平成22年4月26日	・第4回 食育推進評価専門委員会 (テーマ:次期計画策定のための議論①) ・コンセプト審議等 *大島内閣府副大臣御出席
(参考) 平成22年6月	「食育月間」、「食育推進全国大会」(佐賀県 6/12、13) <6月末>現行食育推進基本計画 目標値に対する最新値確認
平成22年7月29日	・第5回 食育推進評価専門委員会 (テーマ:次期計画策定のための議論②) ・骨子案作成のための審議等
平成22年9月上・中旬	・次期食育推進基本計画検討に関する有識者との懇談 (テーマ:次期計画骨子案) *政務三役+委員会座長等
平成22年9月中・下旬	・内閣府政策会議(次期計画骨子案)
平成22年9月中・下旬	・第6回 食育推進評価専門委員会 (テーマ:次期計画骨子案審議) *政務三役御出席(予定)
平成22年10月	・第3回 食育推進会議(次期計画骨子決定)
平成22年10月～11月	・骨子に対する一般国民からの意見募集(パブリックコメント)
平成22年12月中・下旬	・第7回 食育推進評価専門委員会 (テーマ:次期食育推進基本計画(案)審議) *政務三役御出席(予定)
平成23年3月中・下旬	・第4回 食育推進会議(次期食育推進基本計画決定)